

## ひめぎん法人会・税理士会コラボレーションローン

(令和3年11月1日現在)

1. 商品名 (事業性)	ひめぎん法人会・税理士会コラボレーションローン (証書貸付)
2. お借入期間	5年以内
3. お借入利率	窓口でお尋ね下さい。
4. ご利用限度額	3,000万円以内(10万円単位)
5. 金利変動	変動金利(随時当行短期プライムレート連動)
6. ご利用いただける方	(1) 法人の場合は、社団法人愛媛県法人会連合会の会員かつ四国税理士会愛媛県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人が関与する企業。個人の場合は、社団法人愛媛県法人会連合会の会員かつ四国税理士会愛媛県支部連合会所属の税理士及び税理士法人関与の事業所または青色申告会会員。 (2) 複式簿記を適用の上バランシート(貸借対照表)を作成していること。 (3) 原則として業歴3年以上で、直近期の決算が債務超過でないこと。 (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。 (5) 金融業、貸金業及びこれに類似する業種や公序良俗に反する業種でないこと。
7. お使いみち	設備資金・運転資金
8. 担保	原則不要です。
9. 保証人	1名以上(法人の場合は代表者、個人の場合は法定相続人) ※第三者保証人は不要です。
10. ご返済方法	毎月元金均等返済
11. 保証料	不要です。
12. 返済試算額 金利情報	窓口でお尋ね下さい。
13. 手数料	不要です。
14. その他	下記の条件により貸出利率を優遇いたします。 (1) 中小会社会計基準に関するチェックリストの添付により0.5%優遇 (2) 税理士法第33条第一項、二項による税務署への書面添付により0.3%優遇 (3) 会計参与制度の導入により0.8%優遇 (4) 電子申告・電子納税利用に伴う「受信通知」の写しの提出により0.2%優遇 (5) 自主点検チェックシート書類添付により0.2%優遇 ※ただし、金利優遇は最大0.8%までとし、金利優遇後の最低貸出金利は1.975%を下回らないものとします。

(2-1)

## ひめぎん法人会・税理士会コラボレーションローン

15. 苦情受付窓口	営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111 ● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ● 受付時間：午前9時～午後5時
------------	---

### 【全国銀行協会相談室】



イーナットク  
0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時

(2-2)